

随意契約および比較見積省略理由書

業務名称 : 両建設管理課の移転集約に伴う電話設備工事

泉州港湾・海岸部の組織再編に伴い、堺泉北建設管理課及び阪南建設管理課を泉大津へ移転集約するにあたり、新たに、集約先となる堺泉北港ポートサービスセンタービルの執務室内に電話設備を設置する必要があります。

本工事は、現在 10 階に設置している電話交換機を機能増設し、この電話交換機を介して 4 階、7 階、10 階に新たに設置する電話機まで通信を行うものであり、あわせて防災無線との連携や内線の振替も行うものであります。

現在の大阪港湾局の電話システムは、外線 15 回線、内線 48 回線の外線・内線の系統分け、外線との発信・着信制御などのデータ設定、ならびに防災無線との連携などを電話交換機内のソフトウェアで構築されています。本工事は新たに外線 8 回線、内線 44 回線を追加し、既設システムとの一体運用を図るべく、既設ソフトウェアの機能増設を行うものであり、その施工にあたっては、現在の電話システムのソフトウェアに精通し、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該システムの設計、構築を行ったカズヒロシステム株式会社以外にいないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、大阪府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、カズヒロシステム株式会社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。